

商店街コラボックス事業 事業者等提案募集要項

商店街コラボックス事業では、商店街と民間事業者等が連携して商店街活性化に取り組むことを目的に、横浜市の「共創フロント」を通じ、民間事業者等の皆様から、技術、連携アイデア等の提案を募集しています。提案いただいた内容は、経済局で審査のうえ、ウェブページ上で公開し、商店街の皆様にご紹介させていただきます。商店街と民間事業者等との連携・協働の場の提供を通じて、商店街の活性化に取り組む商店街や商店主の方々を支援していきます。

事業の流れ

「共創フロント」を通じ本市へ提案

提案内容審査

※場合により、本市と連携協定を締結する場合もございます。

審査基準を満たす場合

ウェブページで提案を公開

商店街と連携

1 募集提案

商店街活性化につながる様々な連携アイデアや技術、コンテンツ等の提案を共創フロントのページにて募集しています。提案内容は短期的なものだけでなく、継続的に実施できるものでも構いません。

なお、本提案に基づき必要な費用について、原則、本市が予算措置を行うことはありません。

【共創フロント】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>

※上記ページ → 「テーマ型共創フロント」 → 募集テーマ：「商店街等の活性化に関する提案の募集」

2 提案資格

提案資格については、次の各号すべてに該当する企業・学校・団体（規模の大小は問わない）とします。

- (1) 商店街や本市と連携して商店街活性化に取り組めること
- (2) 本市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、神奈川県警察に提供することに同意すること
- (3) 本市ウェブページ上に、提案を公開することに同意すること
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下、「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (5) 代表者又は役員が暴力団員（法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）（以下、「条例」という）第2条第4号に規定する暴力団員等）でないこと
- (6) 暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者でないこと

(8) 政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと

3 審査概要・掲載基準

ヒアリング及び審査を経て、掲載基準を満たした提案をウェブページにて公開します。

(1) 提出書類

次の書類をメールにてご提出ください。

- ・提案シート（共創フロント HP からダウンロード）
- ・（提出任意）提案書類・企画書等

【ウェブページでの公開事項】

提案者の事業者名及び提案の概要はウェブページに公開され、商店街がオンライン上で内容を確認できるようにいたします。なお、提案の概要をご紹介するための、「提案概要書」はヒアリングを通じご提供します。

なお、その他提出任意の書類は、提案者が公開の可否をご選択いただけます。

(2) ヒアリング

提案内容についてのヒアリングいたします。詳細は提案シート受理後、担当者からご案内します。

(3) 審査

提案内容を掲載基準に基づき審査し、提案の公開可否を決定します。

(4) 掲載基準

- ・提案資格を満たしているか
- ・法令や公序良俗に反する提案ではないか
- ・本市の施策や規定等に反する、矛盾する又は抵触する提案ではないか
- ・公共性・公平性に問題がある等、その他、本市が提案を公開するにあたりふさわしくないと判断した場合はウェブページへの掲載を不可とします。

4 事業実施・商店街との連携

ウェブページでの提案案件公開後、商店街からの連絡があり次第、商店街と打合せ等を行っていただき、事業を実施することができます。

5 連携等に関する注意事項

- (1) 商店街・民間事業者等の間における対話・調整の結果によっては、連携や事業実施の実現ができないことがあります。
- (2) 商店街からの問合せ・対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、また、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (3) 本市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (4) 提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、商店街及び民間事業者等において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市は一切の責任を負いません。
- (5) 本事業を通じて実現した取組は、本市の広報や PR 等の機会において、取組内容や成果物を利用・公表することがあります。

お問合せ・提案書提出先

担当：経済局商業振興課 商店街コラボボックス事業担当

mail：ke-syogyo@city.yokohama.jp